県 章

# 山形県公報

令和2年9月4日(金) 第135号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示

○指定居宅サービス事業者の指定に係る事業	€の廃止⋯⋯⋯⋯	… (庄内総合支庁:	地域保健福祉課)	925
○地域登録検査機関の登録事項の変更の届出	<u> </u>	(県産米)	ブランド推進課)	… 同
○県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了	÷	(庄内総合	支庁農村計画課)	935
○同		(	同 )	… 同
○事業の認定		()	県土利用政策課)	… 同
	公 告			
○監査結果の公表······ ○監査の結果に基づき講じた措置の公表·····				

告 示

# 山形県告示第639号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和2年9月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サ	ービン	スの種	類	廃止年月日
株式会社むつみ	訪問介護クオリティケアサービス 鶴岡市西目123番地8	訪	問	介	護	令和 2. 8.31

# 山形県告示第640号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年9月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 有限会社天野商店 代表取締役 天野 正樹 東根市中央東三丁目 4 - 23

(2) 届出の内容

登録検査機関の名称、代表者の	氏名及び主たる事務所の所在地	変更年月日
変 更 前	変更後	及
有限会社天野商店	有限会社天野商店	令和2年7月7日
代表取締役 天野 喜一	代表取締役 天野 正樹	
東根市中央東三丁目4-23	東根市中央東三丁目 4 -23	

- 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 みちのく村山農業協同組合 代表理事組合長 折原 敬一 村山市楯岡北町一丁目1-1
  - (2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び				変更年月日
変更前	変 り	更後	備考	△和 0 左 0 日 0 0 1
三宅善一		+-	国内産農産	令和2年8月20
尾花沢市大字延沢800	同	左	物に限る。	
もみ、玄米、小麦、大豆、そば				
<b>- 馬嶋</b> 洋一	_			
村山市楯岡笛田二丁目19-11	同	左		
もみ、玄米、小麦、大豆、そば				
折原 武				
尾花沢市大字原田38	同	左		
もみ、玄米、小麦、大豆、そば				
有路 拓矢				
化村山郡大石田町大字大石田甲	同	左		
169	1.3	<u> </u>		
もみ、玄米、小麦、大豆、そば				
<b>等野</b> 和弘				
東根市神町東一丁目10-6-1	同	左		
もみ、玄米、小麦、大豆、そば				
大貫 清悦				
尾花沢市大字高橋364	同	左		
もみ、玄米、小麦、大豆、そば				
甲切 智志				
東根市神町西五丁目1-27-22	同	左		
もみ、玄米、小麦、大豆、そば				
加藤 正人				
尾花沢市大字丹生1523-3	同	左		
もみ、玄米、小麦、大豆、そば				
黒沼 洋昭				
寸山市大字富並4588-18	同	左		
もみ、玄米、小麦、大豆、そば				
新藤 忠晴				
尾花沢市新町三丁目9-34	同	左		
もみ、玄米、小麦、大豆、そば				
发藤 理				
対山市大字湯野沢1098-8	同	左		
もみ、玄米、小麦、大豆、そば	1. 4			
齊藤 元裕				
電標 元福 [ ] 尾花沢市大字正厳555	同	左		
もみ、玄米、小麦、大豆、そば	[H]	∕⊥.		
もみ、凶木、小麦、八豆、そは 石山 卓也				
ロロ 早也 尾花沢市若葉町四丁目 7 - 5	æ	<del>/ :</del>		
毛化沢巾石栗町四丁日7-5 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同	左		

前田 和弥		
村山市楯岡新町四丁目8-17	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
奥山 和直		
尾花沢市大字寺内1056	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
加藤 清宏		
東根市本丸西二丁目5-11-5	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
村岡 真人		
北村山郡大石田町大字鷹巣字下北		,
原101	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
草刈一人		
尾花沢市大字六沢184	同	左
玄米、大豆、そば	1. 4	_
名垣 和俊		
北村山郡大石田町大字鷹巣字楯ノ		
内86	同	左
玄米、大豆、そば		
軽部 和敦		
村山市大字大久保甲179	同	左
玄米	[H]	<b>在</b>
志村 秀弥		
	⊟	+
尾花沢市新町一丁目10-8	同	左
玄米、大豆、そば		
伊藤 和宏	⊟	+
東根市神町北五丁目10-15	同	丘
玄米、小麦、大豆、そば		
齋藤 淳哉		
村山市大字名取1938-1	同	左
玄米		
菊地 昌美		
村山市楯岡二日町6-13-7	同	左
玄米、大豆		
星川 功		,
北村山郡大石田町大字駒籠363	同	左
玄米、小麦、大豆、そば		
髙橋 浩樹		
村山市大字大槇342	同	左
玄米、大豆		
三浦 弘之		
尾花沢市大字寺内851-3	同	左
玄米、大豆、そば		
松田 洋一		
村山市楯岡笛田二丁目7-30-9	同	左
玄米、大豆、そば		

吉田 稔	Ħ	+
尾花沢市梺町四丁目 1 -34   玄米、大豆、そば	 	左
笹原 貴久		
東根市三日町三丁目4-6-8	同	左
玄米、大豆、そば		
加藤 雄二	□	+-
天童市芳賀タウン南四丁目 5 -10 玄米、大豆、そば	同	<b>左</b> .
奥山 康和		
村山市大字大久保乙326-16	同	左
玄米、大豆、そば	1. 4	
生田 秀治		
尾花沢市大字下柳渡戸437	同	左
玄米、大豆、そば		
今野 英樹		
北村山郡大石田町大字海谷1174	同	左
玄米、大豆、そば		
高嶋 晃		
村山市楯岡新町三丁目23-10	同	左
玄米、大豆、そば		
尾﨑 洋介		+-
東根市中央三丁目9-6   玄米、そば	同	左
草苅 範明		
村山市楯岡笛田一丁目 5 -23	同	左
玄米、大豆、そば	1. 4	
斉藤 亮		
尾花沢市若葉町三丁目20-3	同	左
玄米、大豆、そば		
柳元 穣		
尾花沢市大字下柳渡戸35	同	左
もみ、玄米、大豆、そば		
星川雄宇		,
尾花沢市大字芦沢36-4	同	左
もみ、玄米、大豆、そば		
阿部 宏也     北村山郡大石田町大字横山3189—		
北州 川郡 入石 田町 入子 (東川 3189 — )   1	同	左
1   玄米、小麦、大豆、そば		
大崎卓也		
東根市中央四丁目7-13	同	左
玄米、小麦、大豆、そば		
大類 啓安		
新庄市住吉町5-12 スプリング		+
ハイム101	同	左
玄米、小麦、大豆、そば		

阿部 宣幸		
尾花沢市大字正厳717	同 左	
玄米、小麦、大豆、そば		
	辻村 憂	
	天童市長岡北三丁目2-21-201	
	玄米、小麦、大豆、そば	
	岸 裕	
	尾花沢市大字下柳渡戸390-2	
	玄米、大豆、そば	

- 3 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 庄内たがわ農業協同組合 代表理事組合長 太田 政士 鶴岡市上藤島字備中下3-1
  - (2) 届出の内容

登録検査機関の名称、代表者の	氏名及び主たる事務所の所在地	変更年月日
変更前	変更後	及
庄内たがわ農業協同組合	庄内たがわ農業協同組合	令和2年6月19日
代表理事組合長 黒井 德夫	代表理事組合長 太田 政士	
鶴岡市上藤島字備中下3-1	鶴岡市上藤島字備中下3-1	

農産物検査員の氏名、住	所及び農産物検査	を行う農産物の種	 類	亦軍左日日
変更前	変更	更後	備考	変更年月日
叶野 浩			国内産農産	令和2年8月20日
鶴岡市羽黒町玉川字玉川80	同	左	物に限る。	(本間悟に係るも
玄米、小麦、大豆、そば				のについては令和
菖蒲 孝夫				2年3月31月)
東田川郡庄内町家根合字沼田29	同	左		
玄米、大豆				
石川 輝紀				
鶴岡市小中島字猫作68	同	左		
玄米、小麦、大麦、大豆、そば				
日向 一也				
鶴岡市三和字街道下63-6	同	左		
玄米、小麦、大麦、大豆、そば				
大滝 尚				
東田川郡三川町大字東沼字村岸7	同	左		
玄米、小麦、大麦、大豆、そば				
齋藤 正之				
鶴岡市羽黒町後田字柳原48	同	左		
玄米、大豆、そば				
斎藤 和博				
鶴岡市羽黒町野荒町字北田12-4	同	左		
玄米、大豆、そば				
成澤 順				
鶴岡市渡前字白山前16	同	左		
玄米、小麦、大豆、そば				

小林 卓史	
鶴岡市稲生町4-46	同 左
玄米、大豆、そば	
今井 俊	
鶴岡市羽黒町川代字向山171	同左
玄米、大豆、そば	
野尻 秀一	
鶴岡市越沢乙44	同 左
玄米、大豆、そば	17.3
清野 清晃	
鶴岡市大網字中田63	 
玄米、大豆	
阿部 正	
東田川郡庄内町狩川字西田113-	同 左
11	
玄米、小麦、大麦、大豆、そば	
皆川裕一	
東田川郡三川町大字土口字村西92	同 左
玄米、小麦、大麦、大豆、そば	
佐藤誠	
鶴岡市蛸井興屋字大槻東78	同 左
玄米、小麦、大麦、大豆、そば	
梅津 茂雄	
東田川郡三川町大字横川字家岸	
124	同 左
玄米、小麦、大麦、大豆、そば	
佐藤・俊喜	
鶴岡市羽黒町手向字百々目木73-	
21	同 左
   玄米、小麦、大麦、大豆、そば	
山木均	
酒田市落野目字杉之崎 6	同 左
玄米、小麦、大麦、大豆、そば	1.3 ~1.
鈴木 繁則	
鍋岡市羽黒町上野新田字中台24	 
玄米、小麦、大麦、大豆、そば	HJ Z
本間 悟	
東田川郡三川町大字東沼字村岸23	
玄米、小麦、大豆	
加藤修	
鶴岡市宝徳字西鴨田4	同 左
玄米、大豆、そば	
五瓶 正人	
鶴岡市羽黒町町屋字村中65	同 左
玄米、大豆、そば	
菅原 剛	
鶴岡市新屋敷字前田元84	同 左

五十嵐 順		
. ,,	⊟	<b>→</b>
鶴岡市大山二丁目59-23	[1]	左
玄米、小麦、大豆、そば		
大井 広明		,
東田川郡三川町大字加藤字赤田16	同	左
玄米、大豆、そば		
佐藤 正春		
鶴岡市羽黒町手向字百々目木73-	e	左
144	l±1	<b>左</b>
玄米、大豆、そば		
阿部 慶和		
東田川郡三川町大字押切新田字潴		
4-14	同	左
玄米、小麦、大麦、大豆、そば		
庄司 学		
東田川郡三川町大字横川字家岸	同	左
113		
玄米、大豆		
髙橋 健児		
東田川郡庄内町大野字太農28	同	左
玄米、大豆、そば		
山口 龍士		
鶴岡市昭和町9-22	同	左
玄米、大豆、そば		
池田 直史		
鶴岡市谷地興屋字村中13	同	左
玄米、大豆、そば	1: 4	
小田 一貴		
鶴岡市茅原町1-34	同	左
玄米、大豆、そば	l+1	<b>左</b>
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
阿部仁	-	
東田川郡三川町大字横山字西田23	同	左
玄米、大豆、そば		
森 悠一		
鶴岡市楪代字西野157	同	左
玄米、大豆、そば		
遠藤 貞吉		
鶴岡市黒川字上の山142	同	左
玄米、大麦、大豆、そば		
板垣 渉		
鶴岡市長沼上新田91	同	左
玄米、大豆、そば	i. a	_
門脇勝広		
1 4777	⊫	左
鶴岡市大塚町15-21-3	同	工
玄米、大豆、そば		
髙橋 徹		
東田川郡三川町大字土口字村西98	同	左
玄米、大豆、そば		

今野 今人	
鶴岡市大網字中田46	同 左
玄米、大豆、そば	
鈴木 重昭	
鶴岡市羽黒町手向字手向161-1	同 左
玄米、大豆、そば	
大滝 正人	
東田川郡三川町大字成田新田甲1	同 左
玄米、大豆、そば	
薮田 凌也	
酒田市宮野浦三丁目22-11	同 左
玄米、大豆、そば	
佐藤務	
東田川郡三川町大字猪子字旭谷地	同 左
283	
玄米、大豆、そば	
伊藤隆	
鶴岡市中楯4	同 左
玄米、大豆、そば	
	佐藤 玄明
	鶴岡市羽黒町狩谷野目字高坂1
	玄米、大豆、そば
	樋渡   健
	東田川郡庄内町余目字町251-6
	玄米、大豆、そば
	奥山 和樹
	鶴岡市小中島字赤沼46-1
	玄米、大豆、そば   加藤   慧真
	加藤   急具   鶴岡市みどり町2-13
	ちょう   ちょっ   ちょう   ちょう   ちょっ   ちょう   ちょう   ちょう   ちょう   ちょう   ちょっ   ちょ
	安野に
	ダヺ         鶴岡市東荒屋字小島295
	玄米、大豆、そば
	1 -/ 1 / 1 C 1 A

4 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 さがえ西村山農業協同組合 代表理事組合長 安孫子 常哉 寒河江市中央工業団地75

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住	類	変更年月日	
変更前	変更後	備考	変更平月日 
佐藤 知徳		国内産農産	令和2年8月20日
東村山郡中山町大字長崎8043-92	同 左	物に限る。	
玄米、小麦、大豆、そば			
吉田 一男			
西村山郡河北町大字吉田84	同 左		
玄米、小麦、大豆、そば			

佐々木 和真		
村山市大字河島乙113-1	同	左
玄米、小麦、大豆、そば		
土田 裕之		
寒河江市字道生89	同	左
玄米、小麦、大豆、そば		
鈴木 啓司		
西村山郡朝日町大字三中乙248-		,
1	同	左
玄米、小麦、大豆、そば		
宮林		
寒河江市新山町66-6	同	左
玄米、小麦、大豆、そば	1,4	
青木悟		
西村山郡河北町西里658	同	左
玄米、小麦、大豆、そば	1.4	<u> </u>
山崎浩		
寒河江市丸内二丁目3-10	同	左
玄米、小麦、大豆、そば	liil	<u> </u>
佐藤 長弥		
寒河江市南町一丁目2-46	同	<i> →</i>
	l±1	<b>左</b>
玄米、小麦、大豆、そば		
半澤 弘典		<i>→</i>
西村山郡河北町西里2706	司	左
玄米、小麦、大豆、そば		
山田博喜		
西村山郡河北町谷地ひな市四丁目	同	左
6-6		
玄米、小麦、大豆、そば		
工藤 恭裕		,
寒河江市元町四丁目12-4	同	左
玄米、小麦、大豆、そば		
大泉・敏志		
寒河江市大字寒河江字古河江29-	同	左
8	1.3	<u> </u>
玄米、小麦、大豆、そば		
結城 真人		
西村山郡大江町大字小釿630-1	同	左
玄米、小麦、大豆、そば		
清野 睦彦		
寒河江市大字柴橋979-12	同	左
玄米、小麦、大豆、そば		
結城 勇次郎		
寒河江市大字柴橋858-1	同	左
玄米、小麦、大豆、そば		
•		

菊地 俊			
寒河江市新山町1-3 ベルソー	同	左	
A101			
玄米、小麦、大豆、そば			
飯田 信之			
西村山郡西川町大字睦合乙68	同	左	
玄米、小麦、大豆、そば			
今田 竜乃助			
西村山郡河北町大字田井193	同	左	
玄米、小麦、大豆、そば			
氏家 俊希			
寒河江市大字高屋77	同	左	
玄米、小麦、大豆、そば			
矢作 慎吾			
東根市鷺ノ森二丁目1-15	同	左	
玄米、小麦、大豆、そば	 	<del></del>	
がない。			
******		<b>→</b>	
東根市大字長瀞1356	同	左	
玄米、小麦、大豆、そば			
丹野 友樹			
東村山郡中山町大字金沢271-5	同	左	
玄米、小麦、大豆、そば			
齋藤 俊樹			
上山市高野258	同	左	
玄米、小麦、大豆、そば			
斎藤 勇介			
西村山郡大江町大字本郷丁183-		,	
5	同	左	
玄米、小麦、大豆、そば			
土田 晋也			
寒河江字市道生173	司	左	
玄米、小麦、大豆、そば	lei)	7	
芳賀 剛			
寒河江市元町四丁目6-12	同	左	
	IFJ	<b>左</b>	
玄米、小麦、大豆、そば	[		
	小野 大地		
	寒河江市大字寒河流		
	1 シェルメゾン		
	玄米、小麦、大豆、	そば	
	菅野 健太郎		
	寒河江市大字中郷1	933-24	
	玄米、小麦、大豆、	そば	
	髙子 龍也		
	寒河江市大字八鍬1	265 - 7	
	玄米、小麦、大豆、		

# 山形県告示第641号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和2年9月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事	業	名	地		Þ	ζ.		名	工事完了年月日
経営体育成基盤	整備事業		西	郷	北	部	地	区	令和元年12月5日

# 山形県告示第642号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和2年9月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事	業	名	地		Þ	ζ.		名	工事完了年月日
農村地域防災減	災事業		笹		ЛП	地		X	平成30年12月17日
農村地域防災減	災事業		上	野	新	田	地	区	平成31年2月25日
農村地域防災減	災事業		沖		堰	地		区	令和2年3月16日

## 山形県告示第643号

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。 令和2年9月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 起業者の名称

山形市

2 事業の種類

道の駅「(仮称) 蔵王」整備事業

- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 山形市表蔵王地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

道の駅「(仮称) 蔵王」整備事業(以下「本体事業」という。)は、土地収用法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

以上のことから、本体事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である山形市は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
  - イ 本件事業の施行により得られる公共の利益について

山形市では、地域の活力低下を招く、少子高齢化を伴った人口減少が進んでおり、地域経済産業の衰退、 伝統工芸の後継者不足、耕作放棄地の拡大など、様々な面で市民生活に影響を及ぼすことが懸念されてい る。さらに、交流人口の減少が顕著であり、最大観光地である蔵王への観光者数は平成7年度と比べて約半 数にまで落ち込んでいる。 そのような中、平成31年4月に東北中央自動車道の南陽高畠〜山形上山インターチェンジ間が開通したことで、首都圏方面からの交通利便性が格段に向上し、地域経済の振興等への大きな効果をもたらすことが期待されている。

起業者としては、山形市の南端に位置する山形上山インターチェンジ付近に、休憩施設や情報発信機能及び地域連携機能を併せ持った「道の駅」を整備し、人を呼び込むゲートウェイ機能を果たす南の玄関口と位置付けることで、地域外からの来訪者を導く空間を創造し、商工業や農畜産物の販路拡大だけでなく、蔵王を中心とした観光地等の地域資源や山形の魅力について積極的な情報発信を可能とし、交流人口の増加による経済的な効果や地域の活性化を図ることとしている。

また、近年は全国各地において自然災害が頻発化・激甚化しており、市民の安全・安心の確保のためにはあらゆる災害への備えが急務であるため、本件事業を大規模災害発生時の防災拠点としての観点から整備することで、広域的な災害対応を可能とし、より多くの人命・財産を守ることを目的としている。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業を施行する区域には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律及び文化財保護法により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物及び文化財は確認されていない。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 事業計画の合理性について

本件事業に係る起業地の選定にあたっては、利用者の利便性や道路交通量による効果性、地区からの整備要望、経済性等により4か所について候補地の検討を行い、さらに候補地内で2か所の起業地の検討をしている。申請案と他案を比較すると、申請案は比較的整形な土地であり敷地面積が確保できるほか、支障物件もなく、また、幹線道路に接しており利便性に優れていることなどから、社会的、地理的、経済的な見地から総合的に勘案すると、申請地が最も適切であると認められる。

二 イで述べた得られる公共の利益と口で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

- (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について
  - イ (3)のイで述べたように、定住人口や交流人口の減少に伴う地域の活力低下及び商工業や農業の低迷により地域の衰退等が懸念されるなか、道の駅を整備することで、農畜産物等の販路拡大や観光促進だけでなく、交流人口の増加による経済的な効果及び定住化促進等による地域の活性化が期待される。

また、大規模災害発生時の防災拠点として整備することで、広域的で迅速な災害対応が可能となる。以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

- ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。
- ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条 第4号の要件を充足すると判断される。
- (5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

山形市財政部管財課

公

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和2年7月に実施した 令和元年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

令和2年9月4日

 
 山形県監査委員
 小
 野
 幸
 作

 山形県監査委員
 木
 村
 忠
 三

 山形県監査委員
 武
 田
 夫
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

# 第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関37箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実 施 年 月 日	担 当 監	査 委 員
港 湾 事 務 所	令和2年7月10日	木村委員	海老名委員
こころの医療センター	令和2年7月10日	木村委員	海老名委員
村山総合支庁総務企画部	令和2年7月14日	小野委員	武田委員
村山総合支庁保健福祉環境部	令和2年7月14日	小野委員	武田委員
村山総合支庁産業経済部	令和2年7月14日	小野委員	武田委員
村山総合支庁建設部	令和2年7月14日	小野委員	武田委員
中 央 病 院	令和2年7月14日	小野委員	武田委員
置賜総合支庁総務企画部	令和2年7月14日	木村委員	海老名委員
置賜総合支庁保健福祉環境部	令和2年7月14日	木村委員	海老名委員
置賜総合支庁産業経済部	令和2年7月14日	木村委員	海老名委員
置賜総合支庁建設部	令和2年7月14日	木村委員	海老名委員
庄内総合支庁総務企画部	令和2年7月16日	小野委員	海老名委員
庄内総合支庁保健福祉環境部	令和2年7月16日	小野委員	海老名委員
庄内総合支庁産業経済部	令和2年7月16日	小野委員	海老名委員
庄 內 総 合 支 庁 建 設 部	令和2年7月16日	小野委員	海老名委員
最上総合支庁総務企画部	令和2年7月16日	木村委員	武田委員
最上総合支庁保健福祉環境部	令和2年7月16日	木村委員	武田委員

最上総合支庁産業経済部	令和2年7月16日	木村委員	武田委員
最上総合支庁建設部	令和2年7月16日	木村委員	武田委員
新 庄 病 院	令和2年7月17日	武田委員	_
河 北 病 院	令和2年7月17日	武田委員	_
企業局	令和2年7月27日	小野委員 木村委員	武田委員 海老名委員
病 院 事 業 局	令和2年7月27日	小野委員 木村委員	武田委員 海老名委員
市 町 村 課	令和2年7月31日	小野委員	武田委員
移 住 ・ 定 住 推 進 課	令和2年7月31日	小野委員	武田委員
国際人材活躍支援課	令和2年7月31日	小野委員	武田委員
消 防 救 急 課	令和2年7月31日	小野委員	武田委員
消費生活・地域安全課	令和2年7月31日	小野委員	武田委員
食 品 安 全 衛 生 課	令和2年7月31日	小野委員	武田委員
若者活躍·男女共同参画課	令和2年7月31日	小野委員	武田委員
環 境 企 画 課	令和2年7月31日	木村委員	海老名委員
エネルギー政策推進課	令和2年7月31日	木村委員	海老名委員
水大気環境課	令和2年7月31日	木村委員	海老名委員
循環型社会推進課	令和2年7月31日	木村委員	海老名委員
みどり自然課	令和2年7月31日	木村委員	海老名委員
子 育 て 支 援 課	令和2年7月31日	木村委員	海老名委員
子 ど も 家 庭 課	令和2年7月31日	木村委員	海老名委員

# 第2 監査結果

# (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

- イ 村山総合支庁保健福祉環境部
  - (イ) 支出事務が適切でないものがある。
    - (内容)
    - a 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの 5件 合計 22,794円

主な事例は以下のとおり

全自動デジタル印刷機の賃貸借

 請求書受理日
 令和元年5月9日

 支払期限
 令和元年6月7日

 支払日
 令和元年10月25日

支出額 2,916円

b 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの 6件 合計58,936円 主な事例は以下のとおり

全自動デジタル印刷機の賃貸借

請求書受理日令和元年7月2日支払期限令和元年7月31日支払日令和元年10月25日

支出額 2,916円

- 口 置賜総合支庁保健福祉環境部
  - (4) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を履行の完了確認をした日から 4箇月を超えてしていないもの 1件

生活保護法に基づく介護扶助実施に係る要介護状態等の審査判定委託業務

完了確認日令和元年7月26日請求書受理日令和元年12月12日支払日令和元年12月17日

支出額 7,560円

- ハ 庄内総合支庁建設部
  - (イ) 収入の調定が適切でないものがある。

(内容)

a 調定手続が調定すべき日から3箇月を超えて遅延した10万円以上のもの 9件 合計29,553,890円 主な事例は以下のとおり

道路占用料

調定すべき日 平成31年4月1日 調定日 令和元年8月5日 調定額 17,988,930円

b 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの 20件 合計559,090円 主な事例は以下のとおり

道路占用料

調定額 93,230円

c 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円未満のもの 120件 合計170,300円 主な事例は以下のとおり

道路占用料

調定すべき日 平成31年4月1日 調定日 令和元年8月5日

調定額 9,180円

- 二 最上総合支庁総務企画部
  - (4) 前年度会計の監査において注意された事項について、措置又は改善を行っていないものがある。 (内容)
    - a 支出事務が適切でないものがある。
      - (a) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの 3件 合計61,488円 主な事例は以下のとおり

小包料金(令和2年3月分)

請求書受理日令和2年4月3日支払期限令和2年4月17日支払日令和2年4月21日

支出額 31,108円

#### ホ 新庄病院

(4) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

履行完了後すぐに請求書を受理していたにもかかわらず、その後請求書を紛失するなど事務処理が適切でなく、支払を履行の完了確認をした日から4箇月を超えてしていないもの 4件 合計987,984円 主な事例は以下のとおり

整形手術用器械貸借料

 履行完了証明日
 平成30年12月7日

 再発行請求書受理日
 令和元年6月20日

 支払日
 令和元年6月28日

支出額 273,240円

## へ 消防救急課

(4) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないものがある。

(内容)

指定物品の購入について、公所長に権限が委任されていないにもかかわらず、予算を配当替し、公所長 に執行させているもの 1件

品名 高所降下用救命装置

配当替金額 2,450,000円

#### (2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

#### イ収入

(イ) 納入の通知が通知すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のものがある。(置賜総合支庁建設部)

#### 口支出

- (4) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。(消防救急課)
- (p) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に工事代金等の支払を履行の完了検査をした 日から2箇月を超えてしていないものがある。(庄内総合支庁建設部)
- (ハ) 諸手当の決定が適切でないもので、5万円以上のものがある。(最上総合支庁総務企画部)
- (二) 検収の事務が適切でなく、所属で購入していない物品の請求に対して支払を行い、返納させたものがある。(村山総合支庁産業経済部)
- (ホ) 支出負担行為の確認において、財務会計システムの操作を誤ったことにより、支払期限内に支払をしていないものがある。(庄内総合支庁総務企画部)

# ハ契約

- (イ) 入札に係る事務が適切でなく、落札決定の取消し及び再入札を行ったものがある。(村山総合支庁産業 経済部、最上総合支庁保健福祉環境部、最上総合支庁建設部)
- (p) 契約保証金額の変更手続が行われていないなど、保証金の徴収、免除及び還付等の手続が適切でないものがある。(村山総合支庁建設部、置賜総合支庁保健福祉環境部、庄内総合支庁建設部)

# 二債権

(イ) 時効が完成するなど所定の要件を満たしてから、半年以上不納欠損処分を行っていないものがある。 (置賜総合支庁保健福祉環境部)

# ホ 補助金

(イ) 実績報告日から額の確定日までの期間が2箇月以上のものがある。(村山総合支庁保健福祉環境部)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、山形県教育委員会教育長から、令和2年6月 5日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和2年9月4日

山形県監査委員 小 野 幸 作 
 山形県監査委員
 木
 村

 山形県監査委員
 武
 田
  $\equiv$ 忠 田 夫 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指摘	事	項	措	置	の	内	容
新庄北高等学校	支出事務が	適切でた	ないものが	1	8の執行にあ			
	ある。				量するととも			
					<b>支払の遅延が</b>	ないよう	業務体制の	改善を図っ
	demonstration of the first			た。	t. 11.4-1. )		Levier .	demoke to the s
	契約の締結		テが適切で		めく 熱行にあ			
	ないものがあ	る。			2約における			
					意表を作成し			0
山形工光古然兴林	並に在の野	木/アナハ	ンプンサン		きるよう、チャスト			
山形工業高等学校	前年度の監				务については ・矢aょs			
	れた事項につ		以音を11つ		ニ行うよう、 当者が日頃か			
	ていないもの	(1- (X) (J) o		,,,,,,,,	ョ 日かり頃かる			
					ミ計システム			
				を行うこと		. 5.10/11 0	C 加貝 于 勿	√>产/> □
-	関係法令等	に進拠し	 、て適正に		- <u>- こ                                 </u>	 て適正に	 処理されて	いなかった
	処理されてい			1	ハては、各耶	. —		
	, — — — , - , - , -	00		I .	旦当者以外に			
					ケ体制を強化			
				よる管理を	と徹底するこ	ととした。	)	
	収入の調定	が適切っ	でないもの	収入調気	官事務の執行	にあたっ	ては、事務	処理の漏れ
	がある。			や遅延防」	上のため、収	ス調定が	必要な案件	の一覧表を
				作成し、事	事務担当者以	外にも進	捗状況が確	認できるよ
				う、チェッ	ック体制を強	化した。		
	収入事務が	適切でた	ないものが	諸経費力	(金口座から	県公金口	座への振込	を要するも
	ある。			のについて	には、事務処	理の漏れ	や遅延防止	のため、管
					員が進捗状況			
				-/ , ,	事務担当者以	. ,	捗状況が確	認できるよ
					ック体制を強		2 2 2	- >
					つ減免を決定			
					L理の漏れや			
					兄を把握する	_		
					事務担当者以		<b>罗</b> 次况2014	:祕 じさるよ
	 財産の管理	が海扣~	でわいすの	1	ック体制を強 里事務の執行		てけ 東致	加田の泥り
	別座の官理 がある。	小地则	てないもの		主事務の新行 上のため、管			
	11-10) 'N 0				このため、音 こ、目的外使			
					- 、日町クト饺			
					- フィー ( の) 犬況が確認で			
				1 0 0 12/2/1	くちにな 中田中の く	0.00		TT 101 C 1X 1L

